

○議長 横尾 武志君

8 番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

お疲れでございます。8 番、小田でございます。一般質問をいたしますが、限られた時間でございますので、答弁につきましては簡潔にわかりやすく、大きな声で自信を持って答弁してください。よろしく願いしておきます。

まず、第 1 点目でございますけれども、件名 1 として、自転車利用者の交通安全対策について。近年、自転車の利用者がふえ、それに伴いまして自転車が絡む事故も増加傾向にあると言われております。そういう中で、児童や生徒あるいは高齢者が安心して安全走行できるような対策を町のほうで講じてあるのかどうなのか、そこの辺からお尋ねをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、交通安全対策について、環境住宅課で実施しております事業について答弁させていただきます。

交通安全対策につきましては、町長、芦屋町交通安全協会、議会代表、区長会、教育委員会、PTA、交通事業者、警察署等の方々に構成された芦屋町交通安全推進協議会を年 2 回開催しております。

芦屋町が実施する交通安全町民運動がございますが、この実施について協議いただいております。それで、その協議いただいた後、実施しております。この交通安全町民運動は、福岡県の県民運動と同時期に実施しております。運動の基本としては毎回ルールを決めておりますが、今年の秋は子どもと高齢者の交通事故防止、これを運動の基本としております。これを基本として、それ以外に飲酒運転の撲滅、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、この 3 点を運動の重点として掲げ、広報啓発活動を実施しております。

また、警察署を始め、地域や学校などと連携し、交通安全教室、自転車安全教室の開催や道路における啓発キャンペーン、春秋の町民運動では、町内 13 カ所において、通学児童への交通安全指導、広報誌及び広報車による PR 等により、町民一人一人に交通安全指導の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーを習慣づけることにより交通事故の防止を徹底づける、徹底を図ることを目的に実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校教育課のほうは児童生徒の関係でお答えしたいと思います。平成 25 年度において自転車と車の接触事故が小学校で 2 件、中学校で 2 件起こっております。いずれも軽傷で大事に至っていませんが、このような事故があった場合には、すぐにそれぞれの学校で全児童生徒に対して、事故に遭わないように注意をしています。

次に、安全対策ですが、小学校では毎年 1 回程度の交通安全教室を実施しており、4 年生以上については自転車の乗り方の指導も行っています。24 年度においては、芦屋東小学校、山鹿小学校で土曜日授業を活用して、折尾警察署の指導により、保護者も交えた交通教室を開催しています。

芦屋小学校では、平日、宅配業者の指導員から交通安全の指導を受けております。この宅配業者の指導員はクロネコヤマトの社員でありまして、実際トラックを持ち込み、トラックの運転席に乗せてトラックの死角がどこにあるかといった、業者の視点から交通安全を指導しております。

中学校では、登下校時にヘルメットを着用させています。また、年 2 回程度、生徒に対する交通安全のルールを指導しており、自転車通学を希望する生徒に対しては、自転車点検の際に 2 列で走行しないといたマナーについても指導しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

自転車の利用者に対する安全対策、これについてはるるご説明がありましたけれども、そういう中で、いろんな対策が講じてあるということは認識できるわけでございますが、自転車につきましては、利用する人たちがどのような認識を持っておるかということなんですね。自転車といえども、これは決して侮ることはできないと思うんですね。事故や違反、そういうものにつきましては、他の一般車両と同じように道路交通法が適用されるということで、いろんな、指導者のほうはそういう認識はあろうかと思えますけれども、他方、学童とか生徒につきましては、そういう認識は余りないんじゃないかなというふうに思います。そこら辺の周知はどのようにされておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのあたりにつきましては、各学校において交通安全教室の中で、児童生徒に徹底して事故に遭わないようにするにはこうなさいという形で指導をしておりますが、学校管理下を離れた場合におきましては、保護者の方に対しても交通安全に注意していただきたいというような形で、学校、家庭含めて連携をとりながら、交通安全、子どもを交通事故から守っていくという体制をしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

小田議員。

**○議員 8 番 小田 武人君**

交通安全対策につきましては、春夏秋冬といいますか、春、夏、秋、冬と、四季それぞれで交通安全県民運動が実施されておるわけでございますけれども、その県民運動の中での重点的な施策といたしましては、ご承知のとおり、飲酒運転の撲滅、それから、高齢者の事故に遭われないような対策の確立、3つ目に、やはりこの自転車の安全利用の推進ということがうたわれておるわけですね。県民運動の3つの柱の中の一環としてこれが掲げられておるわけでございます。そういう、その掲げられておるその背景としては、いわゆる自転車の利用に対するいろんな事故がやっぱり多発しておるということで、社会問題になっておるという背景があつて、交通安全運動の、県民運動の中の3本の重点項目の中の一つに、これが取り上げられるというふうなことになるというふうに思います。

で、自転車の法的位置づけについてはご承知だと思いますけれども、いわゆる道路交通法の第2条において、これは車両でありますよということはきちっとうたわれておるわけですね。で、その、そういうふうな法的に位置づけされておる以上はやっぱり違反とかいうことについても、あるいは乗り方についてもいろんな義務が課されておるわけでございます。

その内容につきまして、若干申し上げたいと思うんですが、自転車につきましては、通行帯については車道が原則だと、歩道については例外ですよというのがまず1点あるわけですね。それから、車道の左側を通行するんだよというものも法的に定められております。それから、特別な例で歩道を通ってよろしい、いわゆる高齢者とか障害がある皆さん方については特別に歩道を走行してもよろしいですよ。しかし、その場合は、あくまでも歩行者が優先ですよという義務化もあるわけですね。

それと、安全ルールを当然守るということです。この安全ルールにつきましては、先ほどから話が出ておりますように、飲酒運転の禁止、これはもう当然のことですね。それと、二人乗りの禁止、それから2台以上での並進の禁止とか、それから夜間につきましては、前面にはライトを後ろには反射板等の確認ができるようなものの添付、これも義務づけられております。

それから、子どもさん、いわゆる児童につきましては、13歳以下だったと思いますが、この子どもたちが自転車を利用する場合は、親御さん、保護者は安全のためにヘルメットをかぶらせるように努めなければならないというふうなものも、このたびの法改正でつけ加えられております。

そういうことで、自転車に乗る上においては、守るべきものがたくさんあるわけでございまして、もしそういうことをしないで違反だとかいうような形のものになってきたり、あるいは事故あるいは他人にけがをさせた場合はいろんな補償が、損害賠償ですね、そういうものが言われております。

大きな金額、自転車の事故でこんなかなというものがあるわけですが、無灯火によって歩行者をけがさせたということで、平成8年10月に大阪地裁判決で2,580万円の損害賠償が認められたというふうなこと、あるいは傘差し運転、傘を差して自転車に乗って、あるいは携帯電話なんかを使いながら自転車乗って、そして歩行者にけがをさせた、そういう場合につきましても、平成8年にやっぱり大阪地裁で211万円の損害賠償が認められたと、いろんな形で自転車の絡む事故ちゅうのは大きいわけですね。

そういうことからして、先ほどから申し上げますように、啓発、これはきちっとやっぱりするべきだろうと思います。そういうことで、保護者の皆さん方あるいは自転車を乗られる高齢者の方々に対して、こういうことですよというような、理解を深めるような、活用といいますか、啓発がより一層必要であろうと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

今、小田議員さんが言われましたように、近年自転車の事故が全国的にふえているということで、福岡県でもこの事故の状況はだんだんふえております。幸いと申しますか、芦屋町では平成23年、24年、それぞれ警察署の調べでは8件ずつと、7月現在では2件ということで、前年比マイナス1件ということでふえておりません。

ただ、この全国的にふえているという状況ということで、福岡県の警察本部ではその良好な自転車、交通秩序の実現のための福岡県警察総合計画というものも策定しております。これは、警察が取り組むもの、道路環境の整備、交通マナーのアップ、それと違反者の取り締まり等々について、警察ができること、県民、住民の方ができること、利用者ができること、市町村の取り組みというようなことが決められております。

小さな子どもさんから高齢者の方々まで気軽に利用できる自転車ですので、我々としても先ほど言われました、それぞれ自転車は車道が原則、歩道は例外というような、俗に、自転車安全利

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

用五則というような言い方で交通安全町民運動の中でも周知しておりますが、そういった安全利用五則を保護者とか地域の方に啓発したり、それとか実際に、バイク、自転車で歩行者と事故を起こした場合には、多額の損害賠償が発生してる事例が出ております。そのため、刑事罰を受けたり、高額な賠償金を受けるような事例というのもあっておりますので、そういったその事故に対して、自転車を利用する子どもさんの保護者に対して、自転車運転による事故の事例とか、自転車事故で問われる責任などを具体的に啓発したり、自転車が加入できるような保険等の周知も必要かと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

自転車の安全利用に関しては、いろんな形で取り組みをされておるようでございますけれども、より一層啓発活動に取り組んでいただきまして、子どもたち、あるいは生徒、高齢者の方々が安全に利用できるように、より一層の啓発活動をしていただきますように、お願いをしておきます。

それで、1 件目につきましては終わります。

続きまして、件名 2 の町有地の有効活用についてお尋ねをいたしたいと思います。

大君の旧ごみ処理施設の活用策については、昨年の 9 月議会において調査を行う旨の答弁がなされましたけれども、その後の経過についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君ごみ処理場跡地調査委託を 5 月 24 日に契約し、実施しております。埋立地のごみ層でのボーリングによる調査・分析でベンゼンが検出されました。数値は排水を対象とする環境基準にはおさまっていますが、飲料水としての基準を超えています。地下水、水質汚濁の環境基準はごみ層内の保有水等を分析するのではなく、飲料等を目的とした地下水を分析するもので、ごみ層内の保有水等を直接飲用することはないため、人の健康の保護に支障を及ぼすものではありません。また、漂流水の調査ではベンゼンは検出されておりません。ただし、町としてベンゼンがごみ層内もしくはその周辺でおさまっている確認をするため再調査をしています。結果は、今月の 12 日に出る予定です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

町長の平成 25 年度の施政方針の中で、この大君跡地については、「大規模太陽光発電施設の誘致の検討と手続を進める」と言われておったんですが、その後のこの件についての進捗状況について、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君ごみ処理場跡地の有効活用として、大規模太陽光発電施設の事業誘致で検討を進めています。県の廃棄物対策課、環境保全課など関係機関との協議、先進地の調査、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や土壤汚染対策法の法令遵守、手続の確認などは行っておりますが、森林開発の考え方、貸付面積などについて、さらに検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

この処理場跡地につきましては、ご承知のとおり、平成 2 年に 2 億 8,000 万円程度の金額を投じて購入されております。一方、23 年間、この間いろいろな検討がなされてきたわけですが、結局は活用策は策定されずに今日まで来ておるわけですが、社会情勢の変化といいますか、そういう背景の中で各地で普及している再生可能エネルギー発電設備の用地として活用できればということで現在、検討され、また調査もされておるということですので、できれば購入当時に覚書で交わしております、公害が発生した場合の云々ということもございますけれども、そういうことをしなくてもこの土地が有効に活用されるような今後の、展開といいますか、利用計画、そういうものについて何か前向きな内容があればお尋ねいたしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今現在、検討していますのは、先ほど申し上げましたように、大君処理場跡地の有効利用としての太陽光発電施設の事業誘致ということしか、今現在は検討はいたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

○議員 8 番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この処理場跡地を含めて、旧釜風呂跡地、その他、他の遊休地があるわけでございますけれども、実効性のある土地利用、活用策を早急に確立していただきまして、有効に利用されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。